日外協・中国シリーズ講演会「転換期の中国におけるビジネス最新情報」 抄録(2018年3月12日開催)

営業利益の最大化と商業賄賂リスクの対策



金杜法律事務所 パートナー弁護士 **劉 新宇氏**

中国では不正競争防止法が20年ぶりに改正され、今年1月から施行された。改正の主要なポイントは何か。

商業賄賂と認定されるリスクを避けるために気を付けるべきこととは。

従業員の賄賂行為は経営者の責任

「商業賄賂」として摘発されると法的責任を問われ、長期にわたり企業利益のマイナスとなる可能性が大きい。

刑事責任が問われる場合には、収賄側は国家工作人員(国家公務員)などの個人および政府機関、国有企業、事業単位、社会団体などの組織、贈賄側はあらゆる個人、単位(法人などの組織)となる。国有企業から合弁企業に出向し、公務に従事する者も国家公務員に該当し、また、国家公務員の近親者なども贈賄罪の対象になりうる。贈賄には最大で無期懲役という重い罰則が適用される。収賄には死刑もありうる。加えて行政処罰や損害賠償責任(民事責任)が科せられる。

旧不正競争防止法では、商業賄賂の主観的要件は「商品の販売または購入」とされていたが、新 不正競争防止法では、「取引機会の獲得|または「競

表 賄賂の手段

金品	 高価なたばこ、お酒、ジュエリー等の貴重品 現金、販促費、宣伝費、スポンサー費、科学研究費、労務費、コンサルティング費、コミッション等の名目にて支払うもの、または各種費用の精算等の方法にて支払うものを含む
その他	・旅行、海外視察、住宅の提供、低金利またはゼロ金利での貸付、就職・栄転のチャンスの提供、戸籍・ビザ取得への協力、親族の不正入学への協力、家屋の内装工事、プリペイド式会員カード、商品券の提供など

出所:講演資料

争上の優位性の獲得」へと拡大された。これにより、具体的な取引に関わりなく、将来における取引の機会獲得などを目的とした財物その他の利益供与(例えば、将来の提携を見据えた日常の親睦、友好関係を維持するための贈与など)も「競争上の優位性を獲得する」ための商業賄賂と認定されうる。また、経営者において反証できない限り、従業員による賄賂行為だったとしても、経営者の責任として扱われる。

反腐敗・汚職一掃を背景に執行強化

新不正競争防止法によって賄賂行為に対する行政罰則の規定が強化され、1万元(約17万円)~20万元(約340万円)だった罰金は、10倍以上の10万元(約170万円)~300万元(約5100万円)に引き上げられた。違法所得の没収に加え、重大な場合は、営業許可証が取り消しになる。また、行政調査も聞き取り調査、資料の提供・複写、説明の要求に加え、経営場所への立ち入り、財物の差し押さえ・留置、銀行口座の照会が追加された。

反腐敗・汚職一掃の方針のもと商業賄賂に対する行政法執行のさらなる強化は必然と思われる。

贈答

単なる社会的儀礼としての正当な贈答まで規制 しようとするものではないが、贈答を口実とした 贈収賄は禁止。不正な意図がない場合でも、過剰 な贈答を行ってはならず、社会常識に照らして許 容されるものでなければならない。賄賂と贈答の 境界線は、金品授受の背景、金品の価値、授受の